



業務委託契約は、 休業補償が受けられない？

東京リベルテ法律事務所 弁護士 東 麗子

Aさんは、配送業を営むB社と業務委託契約をして、下請けとして配送の仕事をしています。ある日、配送中に交通事故にあつて怪我をしてしまい、3週間ほど配送の仕事をする事ができませんでした。この場合、Aさんは、B社に仕事を休んだ分について補償してもらえますでしょうか。

◆——解説

仕事中に交通事故で怪我をし、仕事ができなかったことによって給与や報酬が得られなかった場合、この得られなかった損害を「休業損害」といいます。休業損害が発生した場合、基本的に、被害者は加害者に対して、この休業損害について賠償請求をすることができます。

ただ、休んでいる間も、日々の生活にはお金が必要です。賠償請求にもとづき、加害者がすぐに支払ってくれればよいですが、必ずしもそうしてくれるとは限りません。その場合、仕事中の交通事故であることから、AさんはB社から休業補償を支払ってもらえるのでしょうか。

本件では、AさんがB社との間で締結している契約は「業務委託契約」ですが、もしこの契約が「雇用契約」だった場合、AさんはB社に雇用されている関係であり、「労働者」として労働基準法が適用されます。その場合、B社は、使用者として労災保険に入らなければいけません。そして、労働者が、会社の業務上で負傷し、会社を休まなければならなかった場合には、労災保険から、労働者に対して、「休業補償」として保険金が支払われます（労働基準法76条、労働者災害補償保険法第7条1項）。

しかし、Aさんの場合は、B社に雇用されている労働者ではなく、業務委託契約を締結して、配送の仕事を請け負っている、いわゆるフリーランスという立場です。Aさんは、B社の労働者にはあたらないため、労災保険の適用はなく、仕事ができなかった分の損害について、労災保険から補償を得ることは

できず、B社との業務委託契約に、特別に休業補償についての取り決めがない限り、原則どおり、交通事故の加害者に休業損害として賠償請求をすることができるのみ、となります。

このように、雇用契約ではなく、業務委託契約として、対等な立場で契約を締結することは、仕事を受ける側も、受託した業務以外の業務をする必要はなく、仕事のやり方について指図を受けたりすることなく、自分のスタイルを貫くことができたり、仕事の掛け持ちもできるなど、メリットもありますが、一方で、自分で休業補償をしてくれるような保険に加入しておかないと、本件のような場合に、すぐに補償を受け取れない、という状況も生じます。

昨今では、会社が労災保険に加入しなければならないなどの労働基準法上の制約を免れるために、立場の弱いフリーランスと業務委託契約を締結し、ほぼ労働者として働かせるようなケースも増えています。このような、実際は労働者であるのに、業務委託契約として働かされているような場合を「偽装請負」など呼びます。

このような「偽装請負」の実態があることから、労働基準法が適用される「労働者」との区別は、雇用契約か、業務委託契約か、といったような契約の種類とは関係なく、勤務の実態によって区別されることになっています。具体的には、労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、「他人に従属して労務を提供しているかどうか」と、「報酬が〈指揮監督下における労働〉の対価として支払われているかどうか」という、いわゆる「使用従属性」の有無によって判断されます。

とはいえ、実際に、自分が労働者に該当するのかわかを自分で判断するのは難しいと思われます。その場合には、全国の労働基準監督署に設置されている「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」にて相談することができます。気になる方は、一度相談してみてもいいかもしれません。